

基幹ネットワークシステム等の運用業務
民間競争入札実施要項（案）

目 次

1. 趣旨	1
2. 本業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項	1
3. 実施期間に関する事項	5
4. 入札参加資格に関する事項	5
5. 入札に参加する者の募集に関する事項	6
6. 本業務を実施する者を決定するための評価の基準その他の本業務を実施する者の決定に関する事項	7
7. 本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	9
8. 本業務に使用させることができる原子力機構財産に関する事項	9
9. 公共サービス実施者が、対象公共サービスを実施するに当たり、原子力機構及に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施者が講じるべき措置に関する事項	10
10. 公共サービス実施者が対象公共サービスを実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施者が負うべき責任に関する事項	18
11. 対象公共サービスに係る法7条第8号に規定する評価に関する事項	18
12. その他業務の実施に関し必要な事項	19

別紙 1	基幹ネットワークシステム等の主要システム概要図
別紙 2	従来の実施状況に関する情報の開示
別紙 3	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構組織図（平成 29 年 4 月 1 日現在）
別紙 4	運用の業務フロー
別紙 5	対象設備のハードウェア及びソフトウェア一覧表
別紙 6	基幹ネットワークシステム等の利用に関する満足度アンケート調査
別紙 7	運用業務の改善に係る提案書
別添 1	基幹ネットワークシステム等の運用業務仕様書
別添 2	基幹ネットワークシステム等の運用業務総合評価基準書

1. 趣旨

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のために、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）は、公共サービス改革基本方針（平成 26 年 7 月 11 日閣議決定）別表で民間競争入札の対象として選定された「原子力機構基幹情報システムの運用支援業務」の第 2 期事業（3 分割発注の 1 件）である「基幹ネットワークシステム等の運用業務」（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるものである。

2. 本業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

(1) 本業務の概要

原子力機構は、我が国のエネルギーの安定確保及び地球環境の解決並びに新しい科学技術や産業の創出を目指した原子力の研究開発を統合的、計画的かつ効率的に行うとともに、成果の普及等を行うことにより、人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に貢献することを目的とし、東京電力ホールディングス福島第一原子力発電所事故への対応、原子力の安全性向上研究、核燃料サイクルの研究開発及び放射性廃棄物処理・処分技術開発等の主要 4 プロジェクトをはじめとする幅広い研究分野の研究開発を実施している。

本業務は、原子力機構の原子力科学研究所等に設置され、原子力機構の研究開発活動に不可欠な情報インフラとなっている基幹ネットワークシステム等の運用に係る業務を行うものである。

本業務は、基幹ネットワークシステム等を、効率的かつ円滑に運用するために実施するものであり、落札者は各装置、周辺機器及びこれらを運用するためのプログラム等の構造、取扱方法等を十分理解し、本業務を実施するものとする。

(2) システムの規模等

1) 基幹ネットワークシステム

基幹ネットワークシステムは、原子力機構ネットワークの中核を担うネットワークであり、インターネットを利用するためのインターネット接続、事業所間のイントラ通信を確保するための事業所間ネットワーク、それらを効率よく通信するためのコアスイッチ等で構成される。コアスイッチには、ネットワーク以外にもサーバーコンピュータや電子メールシステム、事務支援システム等も接続されており、研究開発や業務遂行に必要な不可欠なサービスを効率的にアクセスすることが可能

となっている。

基幹ネットワークシステムの主たる設置場所は、茨城県那珂郡東海村大字白方 2 番地 4 に所在する原子力科学研究所であるが、研究開発拠点、事務所と呼ばれる以下の場所も含まれる。

- イ 幌延深地層研究センター（北海道天塩郡幌延町）
- ロ 札幌事務所（北海道札幌市）
- ハ 青森研究開発センター（青森県上北郡六ヶ所村）
- ニ むつ事務所（青森県むつ市）
- ホ 福島事務所（福島県福島市、福島県いわき市）
- ヘ 福島環境創造センター（福島県田村郡三春町、福島県南相馬市）
- ト 廃炉国際共同研究センター（福島県双葉郡富岡町）
- チ 櫛葉遠隔技術開発センター（福島県双葉郡櫛葉町）
- リ 大熊分析・研究センター（福島県双葉郡大熊町）
- ヌ 本部（茨城県那珂郡東海村）
- ル 核燃料サイクル工学研究所（茨城県那珂郡東海村）
- ヲ 原子力緊急時支援・研修センター（茨城県ひたちなか市）
- ワ 大洗研究開発センター（茨城県東茨城郡大洗町）
- カ システム計算科学センター（千葉県柏市）
- ヨ 東京事務所（東京都千代田区）
- タ 東濃地科学センター（岐阜県土岐市）
- レ 東濃地科学センター 瑞浪超深地層研究所（岐阜県瑞浪市）
- ソ 福井共生室（福井県福井市）
- ツ 敦賀事業本部（福井県敦賀市）
- ネ 高速増殖原型炉もんじゅ（福井県敦賀市）
- ナ 原子炉廃止措置研究開発センター（福井県敦賀市）
- ラ 原子力緊急時支援・研修センター福井支所（福井県敦賀市）
- ム 関西光科学研究所（兵庫県佐用郡佐用町）
- ウ 人形峠環境技術センター（岡山県苫田郡鏡野町）

①基幹ネットワークシステムの構成

基幹ネットワークシステムの構成については、別紙 1「基幹ネットワークシステム等の主要システム概要図」に示すとおりである。

なお、基幹ネットワークシステムの構成の詳細は、情報セキュリティ上の重要情報であるので、民間事業者からの依頼により情報開示を行う。

②基幹ネットワークシステムの利用特性

基幹ネットワークシステムに接続されている約 22,200（IP アドレス数）の情報機器から、原則として 24 時間 365 日利用され、その主なサービスは次のとおりである。

- イ インターネット接続サービス
- ロ 機構内 LAN 接続サービス

- ハ 電子メールサービス
- ニ ゲストネットサービス
- ホ 内線電話サービス
- ヘ TV 会議システム接続サービス

(3) 本業務の内容

本業務を実施するにあたっては、別添 1「基幹ネットワークシステム等の運用業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める事項の他、各装置のマニュアル、機器取扱説明書等を十分理解のうえ実施するものとし、落札者は予め業務の分担、人員配置、スケジュール、実施方法等について、実施要領を定め、原子力機構の確認を受けるものとする。本業務の内容は以下のとおりとする。

1) 基幹ネットワークシステム等の運用業務（業務内容の詳細は仕様書を参照）

- ① 基幹ネットワークシステムの運用
- ② 構内ネットワークシステムの運用
- ③ 検疫ネットワークシステムの運用
- ④ ゲストネットシステムの運用
- ⑤ メールシステムの運用
- ⑥ ネットワークサーバの運用
- ⑦ ネットワーク監視システムの運用
- ⑧ IP アドレス管理システムの運用
- ⑨ ネットワーク接続認証システムの運用
- ⑩ ネットワーク障害調査及び支援
- ⑪ セキュリティインシデント対応
- ⑫ 内線電話網システムの運用
- ⑬ TV 会議システムの運用
- ⑭ その他

(4) 確保されるべき対象業務の質

本業務は、基幹ネットワークシステム等利用者への継続的かつ安定的なサービスの円滑な提供に資するものである必要がある。このような観点から「2. (3) 本業務の内容」に示した業務内容を実施するに当たり、落札者が確保すべき対象業務の質は次のとおりとする。

① 業務の内容

「2. (3) 本業務の内容」に示す運用業務を適切に実施すること。

② システムの可用性

基幹ネットワークシステム等については、システムの運用業務を実施しなければならない時間に対して、システムが正常に稼働している時間の比（以下「正常稼働率」という。）は、四半期ごとに 98.0%以上であること。なお、システムの運用業務を実施しなければならない時間は、別添 1 仕様書 5. (2) 標準実施時間に記載のとおりとする。ただし、本業務に起因しないサービス停止時間（故

障、障害及び停電等による停止時間)は、システムが正常に稼働している時間及びシステムの運用業務を実施しなければならない時間から除外する。

③ セキュリティ上の重大障害の件数

個人情報、施設等に関する情報、その他の契約履行に際し知り得た情報の漏えい件数は0件であること。

④ システム運用上の重大障害の件数

本業務に起因した長時間(24時間)にわたり正常に稼働できない事態・状況及び保有するデータの喪失等により、原子力機構の業務に多大な支障が生じるような重大障害の件数は0件であること。

⑤ 利用者の利用満足度調査

原子力機構は、本業務の利用者に対して、次の項目の満足度についてアンケートを実施(年1回、様式は別紙6)する。落札者においては、その結果の基準スコア75点を維持又は向上に努めること。

イ 問い合わせから回答までに要した時間

ロ 回答又は手順に対する説明の分かりやすさ

ハ 回答又は手順に対する結果の正確性について

ニ 担当者の対応(言葉遣い、親切さ、丁寧さ等)

利用者には、各項目とも、「満足」(配点100点)、「ほぼ満足」(同80点)、「普通」(同60点)、「やや不満」(同40点)、「不満」(同0点)で回答を求め、年度末に4つの回答の平均スコア(100点満点)を算出する。

(5) 請負費用の支払方法

① 契約の形態は、業務請負契約とする。

② 原子力機構は、業務請負契約に基づき落札者が実施する本業務について、「9.(1)①報告等」に示す報告を受け、適正に実施されていることを確認した上で、毎月適法な支払請求書を受理した日から起算して30日以内に月額に相当する額を支払うものとする。確認の結果、確保されるべき対象公共サービスの質が達成されていないと認められる場合、原子力機構は、確保されるべき対象公共サービスの質の達成に必要な限りで、落札者に対して本業務の改善を行うよう指示することができる。落札者は、当該指示を受けて業務の実施方法を改善する業務改善報告書を速やかに原子力機構に提出するものとする。業務改善報告書の提出から1か月の範囲で、業務改善報告書の内容が、確保されるべき対象公共サービスの質が達成可能なものであると認められるまで、原子力機構は請負費の支払を行わないことができる。

なお、請負費は、平成30年4月1日以降の本業務開始以降のサービス提供に対して支払われるものであり、落札者が行う引継ぎや準備行為等に対して、落札者に発生した費用は落札者の負担とする。

(6) 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するに当たっては、落札者の創意工夫を反映し、公共サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削減等）に努めるものとする。落札者は、別紙7に定める様式により、運用業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

(7) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、①から③に該当する場合には原子力機構が負担し、それ以外の法令変更については落札者が負担する。

- ① 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設
- ② 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）
- ③ 上記①及び②のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

3. 実施期間に関する事項

請負契約の契約期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。

4. 入札参加資格に関する事項

(1) 入札参加資格

- ① 法第15条において準用する法第10条各号（第11号を除く）に該当する者でないこと。
- ② 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 平成28、29、30年度の原子力機構の競争参加資格又は国の競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の資格を有すると認められている者であること。競争参加資格審査を受けていない者は、開札の前までにその審査を受け、同資格を有することが認められていること。
- ④ 原子力機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ⑤ 単独で本業務を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同事業体（本業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成される組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合、入札書提出時まで共同事業体を構成し、代表者を決め、代表者は入札参加資格の全ての項目を満たし、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は上記①～④までの資格を満たす必要があり、他の共同事業体の構成員となり、又は、単独で参加することはできない。なお、共同事業体の代表者及び構成員は、共同事業体の結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成し、提出すること。

5. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札手続スケジュール

入札公示：官報公示	平成 29 年 11 月上旬頃
第 1 回入札説明会（於：東京）	11 月中旬頃
第 2 回入札説明会（於：東海村、現地説明会を含む）	11 月中旬頃
質問書受付期限	12 月下旬頃
技術提案書提出期限	平成 30 年 1 月上旬頃
技術提案書審査	1 月中旬頃
入札書提出期限	1 月下旬頃
開札及び落札予定者の決定	2 月上旬頃
既存実施業者からの引継ぎ	落札決定後速やかに
契約締結	平成 30 年 4 月 1 日

(2) 入札書類

入札参加者は、次に掲げる書類を別に定める入札説明書に記載された期日及び方法により提出すること。

① 入札書

入札金額（契約期間内の全ての本業務に対する報酬の総額の 108 分の 100 に相当する金額）を記載した書類。ただし、第 1 回目の入札に限りその明細となる内訳書を添付する。

② 入札仕様書

応札者の仕様内容について、原子力機構が求める仕様内容を満足するか確認するための書類。別添 1 仕様書に対して変更点がない場合は、その旨を記載した書類を提出するが、変更点がある場合はその変更点を記載した資料を提出する。

③ 技術提案書

別添 2「基幹ネットワークシステム等の運用業務総合評価基準書」に示した各要求項目について具体的な提案（創意工夫を含む）を行い、各要求項目を満たすことができることを証明する書類。

④ 競争資格審査結果通知書

平成 28、29、30 年度の原子力機構の競争参加資格又は国の競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の資格を有すると認められている者であることを証明する審査結果通知書の写し。

⑤ 委任状・使用印鑑届（写）

代理人に委任したことを証明する書類。
ただし、代理人による入札を行う場合に限る。

⑥ 質問書

本業務を履行するに当たり、原子力機構が示す仕様書に対して質疑等がある場合に提出する書類。なお、質疑等がない場合でもその旨を記載して提出する。

- ⑦ 技術証明資料
本業務を履行するに当たり、仕様書9.(1)で定めた入札参加条件(技術要件)を満たすことを証明する書類。
- ⑧ 参考見積書
契約期間内の本業務に対する人件費や一般管理費など全ての費用について、できるだけ詳細な項目を設定した参考見積書。
- ⑨ 法第15条において準用する法第10条に該当する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規程について評価するために必要な書類。※
- ⑩ 主たる事業概要、従業員数、事業所の所在地、代表者略歴、主要株主構成、他の者との間で競争の導入による公共サービス改革に関する法律施行令(平成18年7月5日政令第228号)第3条に規定する特定支配関係にある場合は、その者に関する当該情報。
- ⑪ 共同事業体による参加の場合は、共同事業体内部の役割分担について定めた協定書又はこれに類する書類。
※⑨の提出書類については、落札予定者となった者のみ提出となる。

6. 本業務を実施する者を決定するための評価の基準その他の本業務を実施する者の決定に関する事項

以下に落札者の決定に関する事項を示す。なお、詳細は別添2「基幹ネットワークシステム等の運用業務総合評価基準書」を基本とする。

(1) 評価方法

落札者の決定は、総合評価落札方式(加算方式)によるものとする。総合評価は、価格点(入札価格の得点)に技術点(技術提案書による得点)を加えて得た数値(以下「総合評価点」という。)をもって行う。なお、技術等の評価に当たっては、原子力機構が設置する技術審査会の審査員によって行う。

評価に当たっては、800点の範囲内で採点を行い、価格点と技術点に区分し、配分を1:1とする。

(2) 決定方法

技術提案書を確認し、基準書に示す全ての「必須審査項目」が満たされているか否かの判定をし、これを満たしていないものは不合格とする。

(3) 総合評価点

① 価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

入札価格点 = 価格点の配分 × (1 - 入札価格 ÷ 予定価格)

② 技術点は、基準書に示す「必須審査項目」の得点と「加点審査項目」の得点を合計した値とする。

イ 必須審査項目

「必須審査項目」に係る技術等については、各要求要件について示す評価基

準を満たしているか否かを判断し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点として 200 点を与える。

ロ 加点審査項目

「必須以外審査項目」に係る技術等については、評価項目毎に要求要件を示し、評価に応じ評価基準を示す加点の点数の範囲内で最大 200 点を与える。

(4) 落札者の決定

- ① 6.(1)から(3)の評価方法における必須審査項目を全て満たし、原子力機構の予定価格の制限の範囲内で、かつ、総合評価点の合計点が最も高い者を落札者とする。
- ② 必須審査項目を全て満たしている者のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- ③ 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合は、入札の結果を保留し、原子力機構の定めるところに従い当該者に対し調査を行うものとする。その調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合に該当すると原子力機構が判断した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者としてすることができる。
- ④ 落札者となるべき者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又は代理人がくじを引くことができないときは、入札事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。
- ⑤ 落札者が決定したときは、速やかに落札者の名称、落札金額及び落札者の決定理由その他原子力機構が必要と認めた事項を公表するものとする。

(5) 落札者の取消し

次の各号のいずれかに該当するときは、落札者の決定を取り消す。ただし、契約担当官等が、正当な理由があると認めたときはこの限りでない。

- ① 落札者が、契約担当官等から求められたにもかかわらず契約書の取り交わしを行わない場合
- ② 入札書の内訳金額と合計金額が符合しない場合
落札後、入札者に内訳書を記載させる場合がある。内訳金額が合計金額と符合しないときは、合計金額で入札したものとみなすため、内訳金額の補正を求められた入札者は、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

(6) 落札者が決定しなかった場合の措置

初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行っても、なお、落札者が決定しなかった場合は、原

則として入札条件等を見直した後、再度公告を行う。

なお、再度の入札によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は本業務の実施に必要な期間が確保できないなど止むを得ない場合は、自ら実施する等とし、その理由を官民競争入札等監理委員会に報告するとともに公表するものとする。

7. 本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

(1) 開示情報

対象業務に関して、以下の情報は別紙2「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり開示する。

- ① 従来の実施に要した経費
- ② 従来の実施に要した人員
- ③ 従来の実施に要した施設及び設備
- ④ 従来の実施における目標の達成の程度
- ⑤ 従来の実施方法等

(2) 現地説明会

7. (1) ⑤「従来の実施方法等」の詳細な情報は、5. (1)に示すスケジュール中、「入札説明会」において情報の開示を行う。「入札説明会」へは入札説明会の一週間前までに原子力機構の契約担当官に対し社名及び担当者名を連絡することにより参加可能とする。

(3) 資料の閲覧

7. (1) ⑤「従来の実施方法等」の詳細な情報は、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、マニュアル等について、一週間前までに原子力機構の契約担当官に対し社名及び担当者名を連絡することにより閲覧可能とする。

また、民間競争入札に参加する予定の者から追加の資料の開示について要望があった場合は、原子力機構は法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応するよう努めるものとする。

8. 本業務に使用させることができる原子力機構財産に関する事項

落札者は、次のとおり原子力機構財産を使用することができる。

(1) 機構財産の使用

落札者は、本業務の遂行に必要な施設、設備等として、次に掲げる施設、設備等を適切な管理の下、無償で使用することができる。

- ① 業務に必要なサーバ、PC、電気及び通信設備
- ② その他、原子力機構と協議し承認された業務に必要な施設、設備等

(2) 使用制限

- ① 善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- ② 本業務の契約が終了したときは速やかに原子力機構に返納しなければならない。
- ③ 落札者の責に帰すべき理由により滅失又は毀損したときは、原子力機構の指定

する期日までに代品を納め、若しくは現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

9. 公共サービス実施者が、対象公共サービスを実施するに当たり、原子力機構に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施者が講じべき措置に関する事項

(1) 落札者が原子力機構に報告すべき事項、原子力機構の指示により講ずべき措置

① 報告等

- イ 落札者は、仕様書に規定する業務を実施したときは、当該仕様書に基づく各種報告書を原子力機構に提出しなければならない。
- ロ 落札者は、本業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに原子力機構に報告するものとし、原子力機構と落札者が協議するものとする。
- ハ 落札者は、契約期間中において、イ以外であっても、必要に応じて原子力機構から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

② 調査

- イ 原子力機構は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき落札者に対し必要な報告を求め、又は事務所に立入り、本業務の実施の状況若しくは帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。
- ロ 立入検査をする原子力機構の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを落札者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示するものとする。

③ 指示

原子力機構は、本業務を適正かつ的確に実施させるために、落札者に対し必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

① 秘密の漏えい

落札者は、本業務の実施に際して知り得た情報を、第三者に漏らし、盗用し、又は本業務以外の目的に利用してはならない。本契約終了後においても同様とする。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第54条により罰則の適用がある。なお、落札者は、本契約の内容又は成果を発表し、又は他の目的に利用するときは、あらかじめ書面により原子力機構の承認を得なければならない。

② 情報処理に関する利用技術

落札者は、本業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術（アイデア又はノウハウ）については、落札者からの文書による申出を原子力機構が認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。

③ 個人情報の管理

落札者は、原子力機構から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。

イ 落札者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。本業務の終了後においても、同様とする。

ロ 落札者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行われなければならない。

ハ 落札者は、原子力機構の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外に利用又は加工し、又は原子力機構の承認なしに第三者に提供してはならない。

ニ 落札者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、機構の承諾のない限り、本契約の全部又は一部を下請負することはできない。

ホ 落札者は、業務を処理するために原子力機構から引き渡された個人情報が記録された資料等（CD や DVD などの電磁的記録を含む。）を複製又は複写してはならない。落札者は、原子力機構との契約の履行のために個人情報が記録された資料等を複製又は複写する必要がある場合には、原子力機構に対して、その範囲・数量等を書面により通知して承諾を得なければならない。

ヘ 落札者は、業務を処理するために、原子力機構から提供を受け、又は落札者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約終了後速やかに、原子力機構に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、原子力機構が別に指示したときは当該方法による。

ト 落札者は、業務に関して知り得た個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えいその他の事故を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。また、落札者は落札者の従業員その他落札者の管理下にて業務に従事する者に対して、落札者と同様の秘密保持義務を負担させるものとする。

チ 落札者は、個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えいその他の事故が発生又は生ずるおそれのあることを知った場合は、直ちに原子力機構に報告する。

リ 落札者は、落札者の責めに帰すべき事由により、個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えいその他の事故が発生し、原子力機構が第三者から請求を受け、又は、第三者との間で紛争が発生した場合、落札者は、原子力機構の指示に基づき落札者の責任と費用負担でこれらに対処するものとする。この場合において、原子力機構が直接又は間接の損害を被ったときは、落札者は原子力機構に対して当該損害を賠償しなければならない。

④ 上記①から③までのほか、原子力機構は落札者に対し、本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(3) 契約に基づき落札者が講じるべき措置

① 契約保証金

落札者は、落札決定後に契約金額の10分の1を契約保証金として原子力機構に納めなければならない。ただし、入札説明書において免除しているときは、この限りではない。なお、契約保証金は、契約履行後に還付することとし、落札者が義務を履行しないときは、原子力機構に帰属するものとする。

② 請負業務の開始

落札者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

③ 総括責任者の届出

イ 落札者は、本業務の責任者として総括責任者及びその代理人（以下「総括責任者」という。）を定め、書面にて原子力機構へ届出するものとする。総括責任者は、従事者への指示や業務管理を含めた一切の事項を処理するものとする。ただし、必要がある場合は、落札者を代表して原子力機構と協議の上、業務を行うものとする。

ロ 原子力機構は、総括責任者及び従事者のうち業務の実施又は管理に当たり不相当と認められるものがある場合は、その理由を明示して落札者にその交替を要求することができる。

ハ 総括責任者は専任（従事者と兼務しない）かつ常駐が望ましい。ただし、上記イの対応が支障なく行えることを条件に、兼任（従事者と兼務する）や非常駐でも可とする。

④ 権利の譲渡

落札者は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその他の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による原子力機構の事前承認を得たときは、この限りではない。

⑤ 瑕疵担保責任

イ 落札者は、成果物の引渡し後1年以内に瑕疵が発見されたときは、原子力機構の請求に基づき、落札者の負担において、原子力機構と協議した期限までにその瑕疵の補修その他必要な措置をとらなければならない。

ロ 上記イの瑕疵によって原子力機構が損害を受けたときは、落札者はその損害を賠償しなければならない。

⑥ 下請負又は再委託

イ 落札者は、本業務の実施にあたりその全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断をいうが、業務の性質上、これにより難しい場合は、仕様書に記載した部分をいう。

ロ 落札者は、本業務の実施に当たり、その一部について下請負又は再委託（以下「下請負」という。）を行う場合は、原則としてあらかじめ提案書において、下請負を行う業務の範囲、合理性及び必要性、下請負先の業務履行能力

並びに報告徴収、個人情報管理その他運営管理の方法（以下「下請負先等」という。）について記載しなければならない。

- ハ 本契約締結後止むを得ない事情により、あらかじめ技術提案書において記載した下請負の変更や新たな追加等を行う場合には、下請負先等を明らかにしたうえで、事前に原子力機構の承認を受けなければならない。
- ニ 落札者は、ロ又はハにより下請負を行う場合には、落札者が原子力機構に対して負う義務を適切に履行するため、下請負先の事業者に対し前項「(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び本項「(3) 契約に基づき落札者が講じるべき措置」に規定する事項その他について、必要な措置を講じさせるとともに、下請負先から必要な報告を聴取することとする。
- ホ 上記ロからニまでに基づき、落札者が下請負先の事業者に業務を実施させる場合は、全て落札者の責任において行うものとし、下請負先の事業者の責に帰すべき事由については、落札者の責に帰すべき事由とみなして、落札者が責任を負うものとする。

⑦ 契約内容の変更

原子力機構及び落札者は、本業務を改善するため、又は経済情勢の変動、天災地変の発生、関係法令の制定若しくは改廃その他契約の締結の際、予測できなかった著しい変更が生じたことにより本業務を実施することが不相当と認められる場合は、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第 21 条の規定に基づく手続を行うことにより契約の内容を変更することができる。

⑧ 原子力機構の契約解除権

原子力機構は、落札者が次のいずれかに該当するときは、落札者に対し請負費の支払いを停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。契約を解除されたときは、落札者は原子力機構に対して契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として支払わなければならない。ただし、違約金額を超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。

イ 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。

ロ 法第 10 条第 4 号及び第 7 号から第 9 号に該当する者（以下「暴力団員」という。）を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。

ハ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ニ 下請負先が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を警察当局から受けたとき。

ホ 下請負契約が暴力団又は暴力団員と知りながらそれを容認して下請負契約を継続させているとき。

ヘ 正当な理由がなく、落札者が本業務を実施すべき時期を過ぎても実施しないとき。

ト 落札者の責めに帰すべき事由により、納期又は納期後相当の期間内に作業

を完了する見込みがないと原子力機構が認めたとき。

チ 正当な理由がなく法第 26 条第 1 項に基づく立入り又は検査等に協力しなかったとき。

リ 落札者が、制限行為能力者となったとき、若しくは破産手続開始の決定を受けたとき、又はその資産若しくは信用状態が著しく低下したとき。

ヌ 9. (2)③の個人情報の管理に違反したとき。

ル 上記イからヌの他、その他民法所定の解除事由があるとき。

ロ 原子力機構は、上記イからルのほか、必要があると認めるときは本契約の全部又は一部を解除することができる。

ワ 上記ロにより契約を解除した場合で落札者に損害を与えたときは、その損害額を補償するものとし、その補償額は原子力機構と落札者で協議して決定するものとする。

⑨ 落札者の契約解除権

落札者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、これにより契約を解除し落札者に損害を与えたときは、原子力機構はそれを補償するものとし、その補償額は、原子力機構と落札者の協議において決定するものとする。

イ 9. (3)⑦の契約内容の変更の規定する契約内容の変更が落札者に著しく不利となり、協議が成立しなかったとき。

ロ 原子力機構の契約違反によって作業を完了することが不可能となったとき。

⑩ 契約解除に伴う措置

原子力機構又は落札者の責により本契約を解除されたときは、次に定める措置をとらなければならない。

イ 原子力機構は、必要と認めるときは、落札者に対し作業の履行部分の全部又は一部を検査の上、完了と認めることができる。この場合、原子力機構に引き渡すべき目的物の既成部分があるときは、原子力機構に引き渡さなければならない。

ロ 上記イの場合において、原子力機構は、原子力機構の認定する評価額を落札者に支払うものとする。

ハ 上記イによる作業完了の確認までの保全に要する費用は、落札者の負担とする。

ニ 原子力機構が完了と認めないものについては、原子力機構が定めた期間内に落札者は原状に復さなければならない。

ホ 8. (1)の原子力機構財産の使用（上記イの既成部分に使用されているものを除く。）があるときは、落札者は、遅滞なくこれを原子力機構に返還しなければならない。ただし、貸与品若しくは支給品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能な場合については、8. (2)④の使用制限の定めに従うこと。

ヘ 落札者は、原子力機構から貸与を受けた土地建物その他不動産があるときは、原子力機構、落札者とで協議して定めた期間内にこれを原状に復して原

子力機構に返還しなければならない。

ト 契約履行部分が1か月に満たないときは、頭書契約金額を当該月の休日を除く日数で日割計算し精算するものとする。

⑪ 談合等の不正行為に係る違約金

イ 落札者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として原子力機構が指定する期日までに支払わなければならない。

(イ) 落札者が「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号以下「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は落札者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が落札者又は落札者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、落札者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など機構に金銭的損害が生じない行為として、落札者がこれを証明し、その証明を原子力機構が認めたときは、この限りでない。

(ロ) 公正取引委員会が、落札者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(ハ) 落札者(落札者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

ロ 上記イの規定は、原子力機構に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、原子力機構がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

ハ 落札者は、この契約に関して、上記イの(イ)から(ハ)のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに当該処分等に係る関係書類を原子力機構に提出しなければならない。

⑫ 損害賠償

落札者は、落札者の故意又は過失により原子力機構に損害を与えたときは、原子力機構に対しその損害について賠償する責任を負う。

⑬ 請負業務の引継ぎ

イ 現行実施業者からの引継ぎ

落札者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう原子力機構から本業務の開始日までに基本作業マニュアル、現場等における設備・機器類、作業実施状況、安全管理上の留意点など必要な引継ぎを受けなければならない。

また、原子力機構は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行実施業者及び落札者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを

確認する。この場合、業務引き継ぎで現行実施者及び落札者に発生した諸経費は、現行実施者及び落札者各々の負担とする。

ロ 請負期間満了の際、業者変更が生じた場合の引継ぎ

落札者は、本契約の期間終了に伴い、本契約の業務が次年度においても継続的かつ円滑に遂行できるよう、次回実施者に対して、原子力機構が実施する基本作業マニュアル、現場等における設備・機器類、作業実施状況、安全管理上の留意点などの基本事項説明への協力を行うこと。なお、基本事項説明の詳細は、原子力機構、落札者及び次回実施者間で協議のうえ、一定の期間（4週間以内）を定めて本契約の期間終了日までに実施する。

また、原子力機構は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、落札者及び次回実施者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

この場合、業務引き継ぎで現行実施業者及び次回落札者に発生した諸経費は、現行実施業者及び次回落札者各々の負担とする。

⑭ 不当介入の対応

イ 暴力団員及びこれらに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）による不当要求又は履行の妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、断固として拒否しなければならない。

ロ 暴力団員又は暴力団関係者から不当介入があったときは、直ちに所管の警察当局へ通報するとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

ハ 上記ロにより警察当局に通報したときは、速やかにその内容を記載した書面により原子力機構に報告するものとする。

ニ 落札者は、下請負先（下請負が数次にわたるときはその全てを含む。）に対して、上記イ及びロを遵守させなければならない。

⑮ 情報セキュリティの確保

イ 落札者は、この契約の履行に関し、情報システム（情報処理及び通信に関わるシステムであって、ハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク並びに記録媒体で構成されるものをいう。）を利用する場合には、原子力機構の情報及び情報システムを保護するために、情報システムからの情報漏えい、ウィルスの侵入等の防止その他必要な措置を講じなければならない。なお、原子力機構は、本条の規定が遵守されていないと判断した場合、本契約を解除することができる。

ロ 落札者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、原子力機構の情報セキュリティ確保のために、原子力機構が必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。

(イ) 落札者は、本契約の業務に携わる者（以下「業務担当者」という。）を特定し、それ以外の者に作業をさせてはならない。

(ロ) 落札者は、本契約に関して知り得た情報（機構に引き渡すべきコンピュータプログラム著作物及び計算結果を含む。以下同じ。）を取り扱

う情報システムについて、業務担当者以外が当該情報にアクセス可能とならないよう適切にアクセス制限を行うこと。

- (ハ) 落札者は、本契約に関して知り得た情報を取り扱う情報システムについて、ウィルス対策ツール及びファイアウォール機能の導入、セキュリティパッチの適用等適切な情報セキュリティ対策を実施すること。
- (ニ) 落札者は、P2P ファイル交換ソフトウェア（Winny、WinMX、KaZaa、Share 等）及び SoftEther を導入した情報システムにおいて、本契約に関して知り得た情報を取り扱ってはならない。
- (ホ) 落札者は、原子力機構の承諾のない限り、本契約に関して知り得た情報を原子力機構又は落札者の情報システム以外の情報システム（業務担当者が所有するパソコン等）において取り扱ってはならない。
- (ヘ) 落札者は、下請負をさせた場合は、当該下請負を受けた者の本契約に関する行為について、原子力機構に対し全ての責任を負うとともに、当該下請負を受けた者に対して、情報セキュリティの確保について必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- (ト) 落札者は、原子力機構が求めた場合には、情報セキュリティ対策の実施状況についての監査を受け入れ、これに協力すること。
- (フ) 落札者は、原子力機構の提供した情報並びに落札者及び委任又は下請負を受けた者が本業務のために収集した情報について、災害、紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えい、ウィルスによる被害、不正な利用、不正アクセスその他の事故が発生又は生ずるおそれのあることを知った場合は、直ちに原子力機構に報告し、原子力機構の指示に従うものとする。この契約の終了後においても、同様とする。

⑩ 不可抗力免責・危険負担

原子力機構及び落札者の責に帰すことのできない事由により契約期間中に物件が滅失し、又は毀損し、その結果、原子力機構が物件を使用することができなくなったときは、落札者は、当該事由が生じた日の翌日以後の契約期間に係る代金の支払を請求することができない。

⑪ 金品等の授受の禁止

落札者は、本業務の実施において、金品等を受け取ること、又は、与えることをしてはならない。

⑫ 宣伝行為の禁止

落札者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たっては、自ら行う業務の宣伝を行ってはならない。また、本業務の実施をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

⑬ 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、原子力機構と落札者との間で協議して解決するものとする。

10. 公共サービス実施者が対象公共サービスを実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施者が負うべき責任に関する事項

本業務を実施するに当たり、落札者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意または過失により本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は、次のとおりとする。

- (1) 原子力機構が国家賠償法第1条第1項等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、原子力機構は落札者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について原子力機構の責めに帰すべき理由が存する場合は、原子力機構が自ら賠償のために任ずべき金額を超える部分に限る)について求償することができる。
- (2) 落札者が民法(明治29年4月27日法律第89号)第709条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について原子力機構の責めに帰すべき理由が存するときは、落札者は原子力機構に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分を求償することができる。

11. 対象公共サービスに係る法第7条第8号に規定する評価に関する事項

(1) 本業務の実施状況に関する調査の時期

原子力機構は、本業務の実施状況について、総務大臣が行う評価の時期(平成32年5月を予定)を踏まえ、本業務に係る運用が開始される平成30年度以降、各年度末時点における状況を調査する。

(2) 調査項目及び実施方法

① 業務の内容

月次報告書等により調査

② システムの可用性

月次報告書等により調査

③ セキュリティ上の重大障害の件数

月次報告書等により調査

④ システム運用上の重大障害の件数

月次報告書等により調査

⑤ 利用者の利用満足度調査

利用者に対する年1回のアンケート(利用満足度調査)の実施結果により調査する。

(3) 意見聴取等

原子力機構は、必要に応じ落札者から意見の聴取を行うことができるものとする。

(4) 実施状況等の提出時期

原子力機構は、平成 32 年 5 月を目途として、本業務の実施状況等を総務大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出する。

12. その他業務の実施に関し必要な事項

(1) 本業務の実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告

原子力機構は、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。

(2) 原子力機構の検査員、監督員

① 原子力機構の検査員、監督員は、以下のとおりとする。

検査員：システム計算科学センター 情報システム管理室長

監督員：システム計算科学センター 情報システム管理室員

② 検査員、監督員は、本業務に関して必要がある場合は、原子力機構を代表して 9. (3) ③イのただし書きに定める落札者との協議を行うものとする。

(3) 関連業務の調整

原子力機構は、落札者の実施する業務及び原子力機構の発注に係る第三者の実施する他の業務が業務実施上密接に関連する場合において、必要があるときは、その実施につき、調整を行うものとする。この場合において、落札者は、原子力機構の調整に従い、第三者の行う業務の円滑な実施に協力しなければならない。

(4) 落札者の責務

① 本業務に従事する落札者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

② 落札者は、法第 54 条の規定に該当する場合は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処される。

③ 落札者は法第 55 条の規定に該当する場合は、30 万円以下の罰金に処されることとなる。なお、法第 56 条により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、法第 55 条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

④ 落札者は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は原子力機構を通じて、資料又は報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。

(5) 著作権

本業務により作成された著作物に係る著作権その他この著作物の使用、収益及び処分（複製、翻訳、翻案、変更、譲渡・貸与及び二次的著作物の利用を含む。）に関する一切の権利は原子力機構に帰属するものとする。ただし、本契約遂行のた

めに使用する著作物のうち、本契約締結以前から、落札者が所有するものの著作権については、この限りでない。また、落札者は、原子力機構が指定する者による実施について、著作権人格権を行使しないものとする。さらに、落札者は、当該著作物の著作者が落札者以外の者であるときは、当該著作者が著作権人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

(6) 本業務の仕様書

本業務を実施する際に必要な仕様は、別添 1「基幹ネットワークシステム等の運用業務仕様書」に示すとおりである。

(7) その他

① 異常時の措置

落札者は、事故の発生等の異常・緊急事態を発見したときは、直ちに必要な応急処置及び通報連絡を行う等、適切な措置を講じなければならない。措置を講じた場合は、落札者は原子力機構に速やかに報告しなければならない。

② 安全確保

イ 落札者は、この契約の履行の安全を確保するために災害の予防その他必要な措置をとらなければならない。

ロ 落札者は、関係法令及び安全に関する原子力機構の諸規則に従うほか、原子力機構が安全確保のために必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。

ハ 落札者は、必要に応じ原子力機構が行う安全教育訓練等に参加しなければならない。

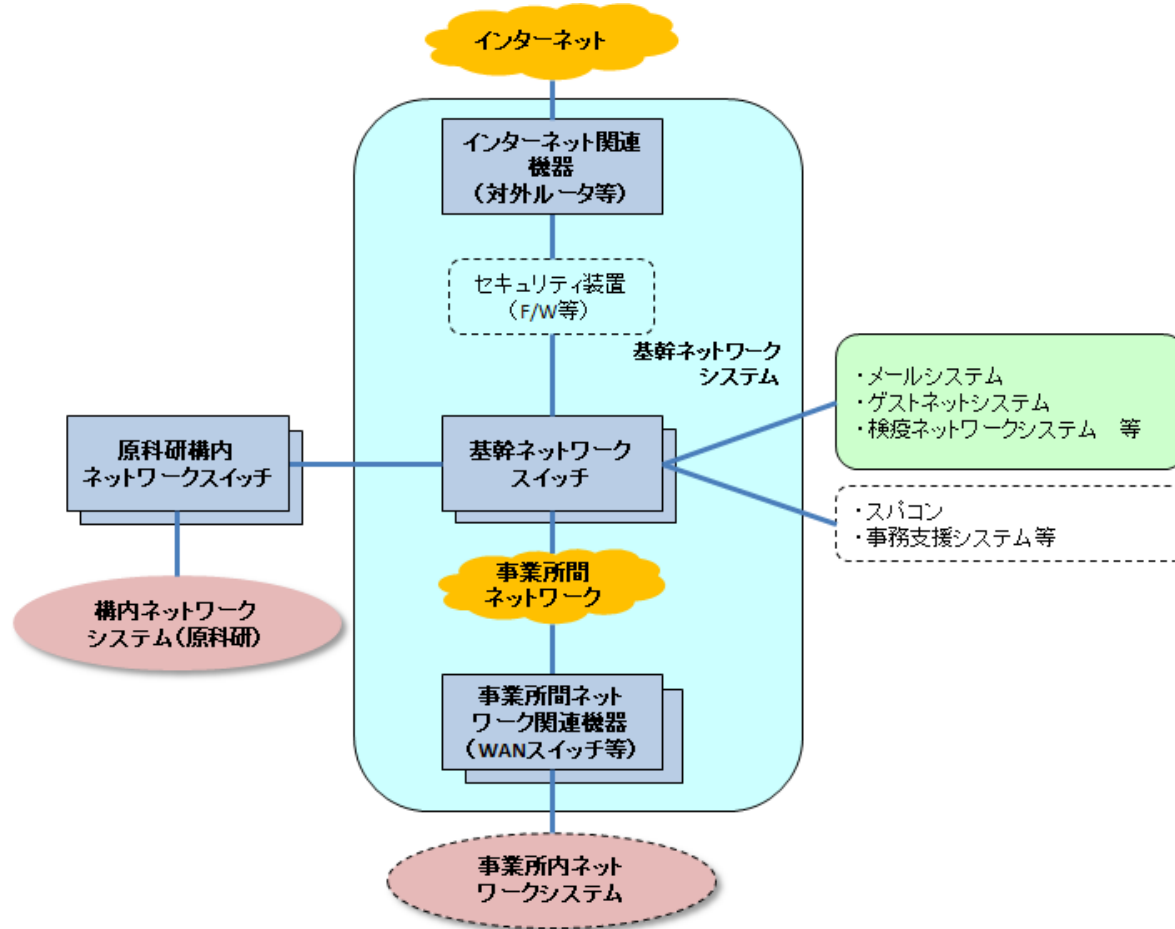
③ 相殺

原子力機構は、落札者が原子力機構に支払うべき賠償金その他の債務がある場合は、この契約に基づき原子力機構が落札者に支払うべき代金その他の債務とこれを相殺することができる。

④ 裁判管轄

本契約に関する訴訟の管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

基幹ネットワークシステム等の主要システム概要図



従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費		(単位：千円)			
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	備考
原子力機構基幹情報システムの運用支援業務					
人 件 費	常勤職員				
	非常勤職員				
物件費					
請 負 費 等	大型計算機システム等の運用支援	-	53,653	53,653	
	情報セキュリティ対策システムの運用支援	-	79,719	79,719	
	基幹ネットワークシステムの運用支援	-	62,849	62,849	
	柏、那珂、高崎、関西地区情報システムの運用支援	-	40,299	40,299	
計(a)		204,120	236,520	236,520	
参 考 値 (b)	減価償却費				
	退職給付費用				
	間接部門費				
(a)+(b)		204,120	236,520	236,520	
注 事 項	<p>(1) 機構では、入札対象である事業の全部を請負契約により実施しており、上記経費各欄の金額は契約金額である。</p> <p>(2) 請負契約のため、請負費の詳細な内訳の開示は受けられない。</p> <p>(3) 上記経費各欄の金額の他、(業務の繁閑の状況とその対応)に記載する非定常業務を含めた支払総額は平成 26 年度 206,498 千円、平成 27 年度 240,780 千円、平成 28 年度 236,734 千円となっている。</p> <p>(4) 本業務(基幹ネットワークシステム等の運用業務)は、従来の原子力機構基幹情報システムの運用支援業務のうち、「基幹ネットワークシステムの運用支援業務」を引継ぐものである。これらの業務に係る平成 27・28 年度の請負費等は、62,849 千円である。</p>				

2. 従来の実施に要した人員（単位：名）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
(1) 基幹ネットワークシステムの運用支援業務			
運用技術者 A	1	1	1
運用技術者 B	2	2	2
運用技術者 C	3	3	3
運用技術者 D	2	2	2
総合計人数	8	8	8

※1:「運用技術者 A～D」は技術者の業務経験年数によるランクである。

※2:総括責任者は総合計人数（8人）に含まれていない。現行は専任（従事者が兼務しない）の者が非常駐（訪問）で対応している。

※3:総括責任者代理（代理人）は総合計人数（8）に含まれている。現行は運用技術者運用技術者 A（1名）と運用技術者 B（1名）が兼務している。

※4:バックアップ要員は総合計人数（8人）に含まれていない。通常、休暇や途中交代があった場合は業務全体に影響がでないよう、総括責任者が作業日程や従事者の業務量を調整している。ただし、病気等で長期休暇があった場合は、原子力機構と相談し、臨時にバックアップ要員を用意して対応した。

(落札者における業務従事者に求められる知識・経験等)

(1) 基幹ネットワークシステムの運用支援業務

1) 運用技術者 A

- ① ネットワークシステムの運用支援経験：8年以上
- ② インターネット関連機器（対外ルータ）の運用支援経験：5年以上
- ③ 事業所間ネットワーク（WAN）の運用支援経験：5年以上

2) 運用技術者 B

- ① ネットワークシステムの運用支援経験：5年以上
- ② インターネット関連機器（対外ルータ）の運用支援経験：3年以上
- ③ 事業所間ネットワーク（WAN）の運用支援経験：3年以上

3) 運用技術者 C

- ① ネットワークシステムの運用支援経験：3年以上
- ② インターネット関連機器（対外ルータ）の運用支援経験：1年以上
- ③ 事業所間ネットワーク（WAN）の運用支援経験：1年以上

4) 運用技術者 D

- ① ネットワークシステムの運用支援経験：1年以上

(業務の繁閑の状況とその対応)

平成26年度から28年度の本業務の対応状況は以下のとおり。本業務は定常業務(毎月、毎週、毎日)が中心であるが、業務項目毎に、以下の非定常業務が発生している。

(1) 基幹ネットワークシステムの運用支援業務(標準要員数=8名)

【平成26年度】

(単位:時間)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
25.5	0.0	6.0	30.5	4.5	28.0	0.0	6.0	4.5	24.0	21.0	20.0	170.0

【平成27年度】

(単位:時間)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0.0	0.0	3.0	0.0	0.0	0.0	9.0	16.0	0.0	42.0	110.0	72.5	252.5

【平成28年度】

(単位:時間)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0

※1: 平成27年度の2月~3月は、量子科学技術研究開発機構の発足に伴う、基幹ネットワークシステムの構成見直しのため繁忙であった。

3. 従来の実施に要した施設及び設備

(施設)

施設名称:

(1) 原子力科学研究所 情報交流棟

〒319-1195 茨城県那珂郡東海村大字白方2番地4

(設備及び主な物品)

設備:

サーバ、PC、プリンタ、机、椅子、その他情報機器、工具類、マニュアル及び参考図書

主な物品:

電気、ガス、水、事務用品、各種用紙

(注記事項)

上記施設、設備等は、請負業務を行う範囲において無償貸与。

4. 従来の実施における目的の達成の程度

原子力機構の本業務を確実に実施するため、基幹情報システムの利用者への継続的な利用支援サービスの提供を円滑に行うことを目的としている。

(1) システムの可用性

システムの稼働率は、四半期ごとの目標（98.0%以上）を達成し、評価期間中 100% である。

(2) セキュリティ上の重大障害

情報漏えい等のセキュリティ上の重大障害の件数は 0 件である。

(3) システム運用上の重大障害

業務に多大な支障が生じるようなシステム運用上の重大障害の件数は 0 件である。

(4) 利用者の利用満足度調査

利用満足度調査のスコアは平成 27 年度：88.7 点、平成 28 年度：90.7 点である。

5. 従来の実施方法等

従来の実施方法

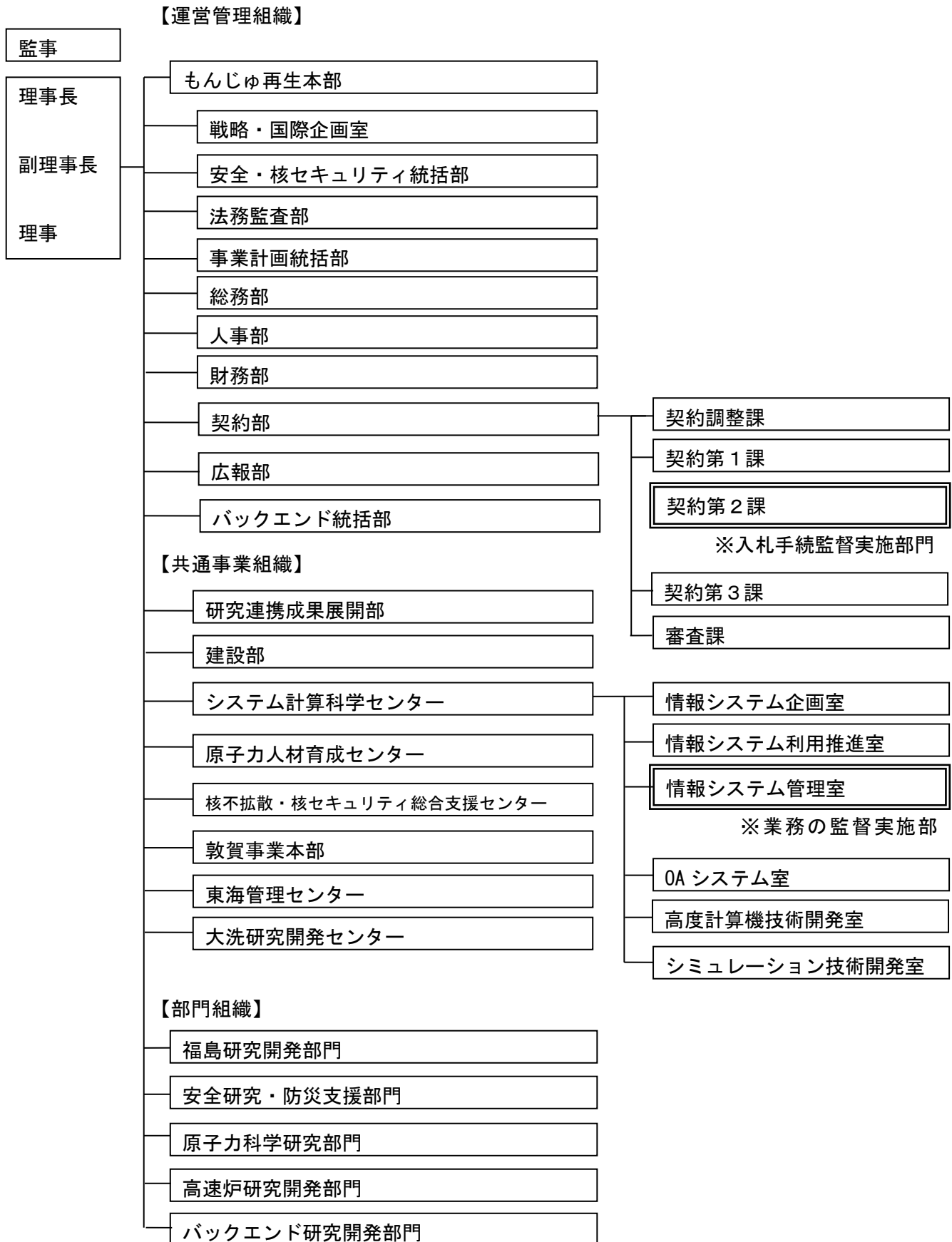
別紙 3（機構組織図）のとおり

別紙 4（業務フロー図）のとおり

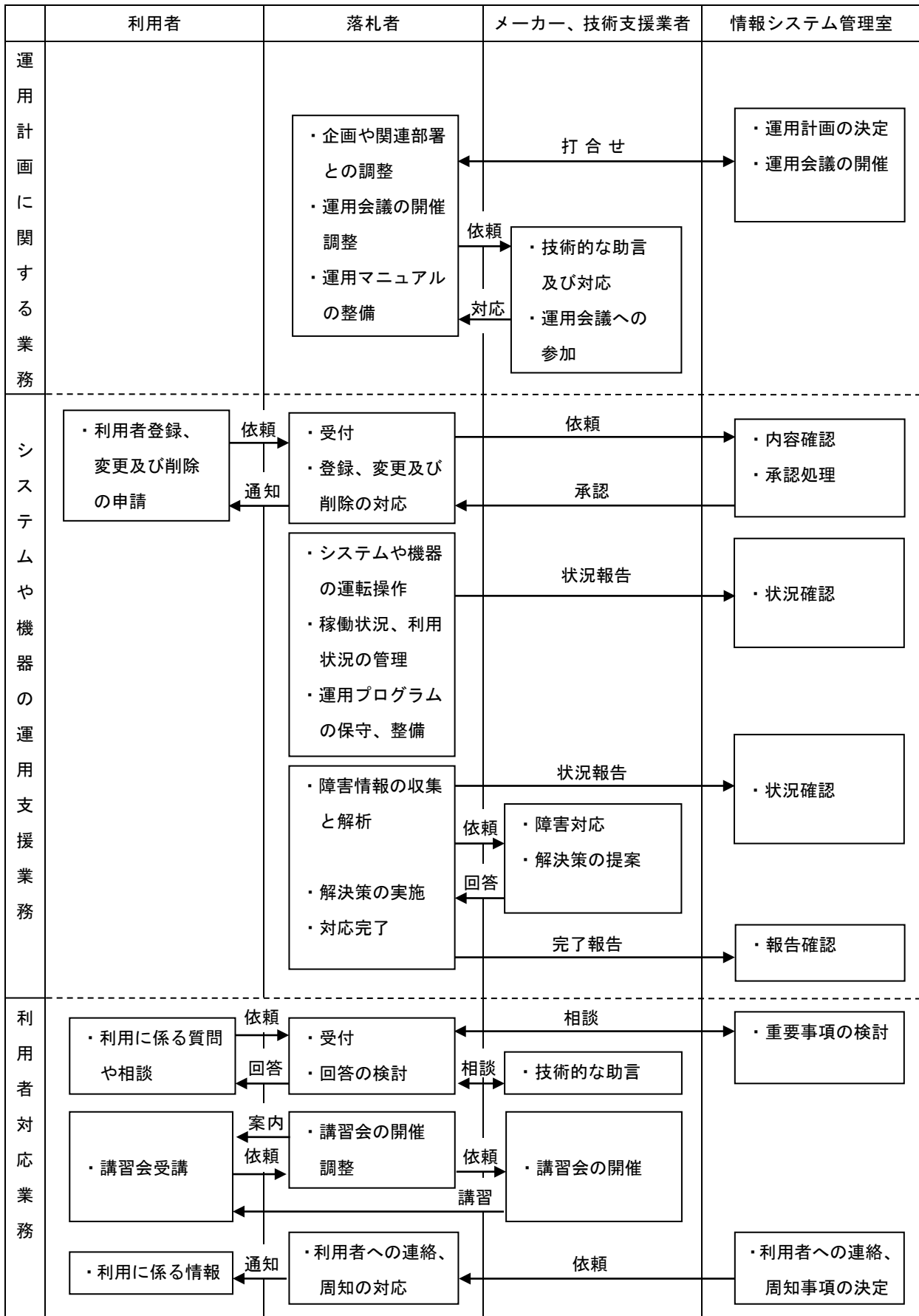
（注記事項）

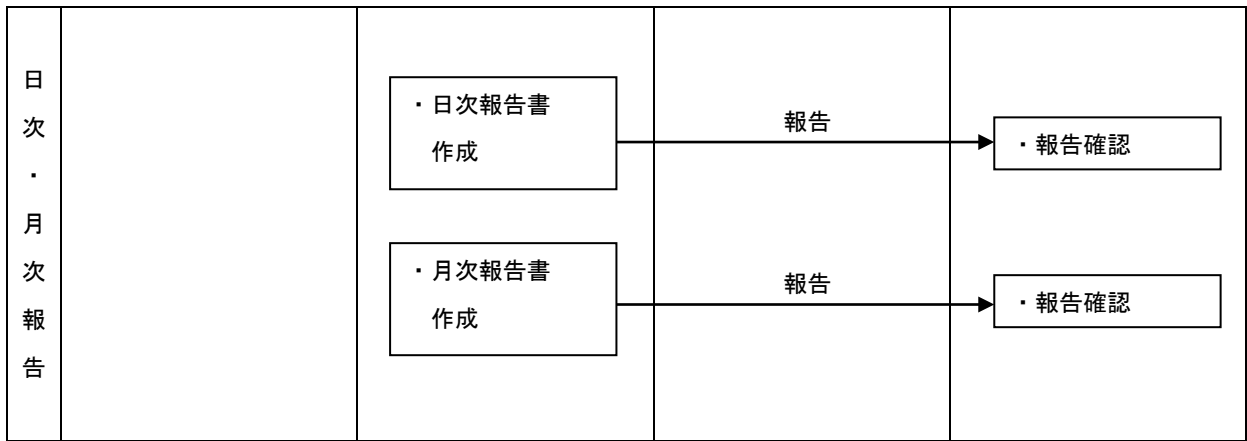
本業務に関する詳細な情報は民間事業者からの依頼により情報開示を行う。なお、閲覧可能な資料はシステム概説書、説明書、操作マニュアル並びに運用・保守手順書、報告書等とする。

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構組織図 (平成 29 年 4 月 1 日現在)



運用支援の業務フロー





※留意事項

メーカーや技術支援業者による落札者との円滑な連携（依頼、相談等）については、機構が責任を負う。

対象設備のハードウェア及びソフトウェア一覧表

1. 基幹ネットワークシステム関連の機器等

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1	基幹ネットワークシステム	—	1 式	*
2	構内ネットワークシステム	—	1 式	*
3	検疫ネットワークシステム	—	1 式	*
4	ゲストネットシステム	—	1 式	*
5	メールシステム	—	1 式	*
6	ネットワークサーバ	—	1 式	*
7	ネットワーク監視システム	—	1 式	*
8	IP アドレス管理システム	—	1 式	*
9	ネットワーク接続認証システム	—	1 式	*
10	内線電話網システム	—	1 式	*
11	TV 会議システム	—	1 式	*

※留意事項

備考欄が「*」の機器等は、詳細が情報セキュリティ上の重要情報であるので、民間事業者からの依頼により情報開示を行う。

基幹ネットワークシステム等の利用に関する満足度アンケート調査

このアンケートは、基幹ネットワークシステム等の運用業務について、確保されるべきサービスの質を検討するため、利用者を対象に利用者満足度を調査するものです。

つきましては、次の4つの質問に対して、それぞれ「満足」から「不満」までのいずれかに該当する□にレ印を記入してください。

1. 問い合わせから回答までに要した時間について満足されましたか。

満足 ほぼ満足 普通 やや不満 不満

2. 回答又は手順に対する説明の分かりやすさについて満足されましたか。

満足 ほぼ満足 普通 やや不満 不満

3. 回答又は手順に対する結果の正確性について満足されましたか。

満足 ほぼ満足 普通 やや不満 不満

4. 担当者の対応（言葉遣い、親切さ、丁寧さ等）について満足されましたか。

満足 ほぼ満足 普通 やや不満 不満

<ご意見等>

ご協力ありがとうございました。

運用業務の改善に係る提案書

提案者		提案日	
提案項目 (該当に○印)	1. システム可用性の向上 2. セキュリティ上の重大障害対策 3. システム運用上の重大障害対策 4. 利用者の利用満足度向上 5. その他		
件名			
内容			
備考			

基幹ネットワークシステム等の運用業務
仕様書（案）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

システム計算科学センター

情報システム管理室

目 次

1. 目的	1
2. 契約範囲	1
3. 対象設備等	1
4. 実施場所	1
5. 実施期日等	2
6. 業務内容	2
7. 業務に従事する要員数	3
8. 業務に必要な資格等	3
9. 技術等の要求要件	3
10. 支給品及び貸与品等	4
11. 提出書類	4
12. 検収条件	5
13. 産業財産権等	5
14. 特記事項	5
15. 総括責任者	7
16. 検査員及び監督員	7
17. グリーン購入法の推進	7

添付資料

- (1) 別紙1 基幹ネットワークシステム等の運用業務の内容
- (2) 別紙2 産業財産権特約条項
- (3) 様式1 基幹ネットワークシステム等の運用業務 要員経歴書

1. 目的

本仕様書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）の原子力科学研究所等に設置され、原子力機構の研究開発活動に不可欠な情報インフラとなっている基幹ネットワークシステム等の運用に係る業務を受注者に請負わせるための仕様を定めたものである。

本業務は、基幹ネットワークシステム等を効率的かつ円滑に運用するために実施するものであり、受注者は各装置、周辺機器及びこれらを運用するためのプログラム等の構造、取扱方法等を十分理解し、本業務を実施するものとする。

なお、本仕様書は基幹ネットワークシステム等の運用業務について、公共サービス改革法に基づく民間競争入札による調達を行うことを目的とする。

2. 契約範囲

基幹ネットワークシステム等の運用業務

3. 対象設備等

本業務の対象となる主な装置、設備は以下のとおりである。なお、対象設備は交換等により変更することがある。

3.1 基幹ネットワークシステム関連の機器等

(1) 基幹ネットワークシステム【WAN 拠点数=27】	1 式
(2) 構内ネットワークシステム	1 式
(3) 検疫ネットワークシステム	1 式
(4) ゲストネットシステム	1 式
(5) メールシステム【アカウント数≒8,500】	1 式
(6) ネットワークサーバ	1 式
(7) ネットワーク監視システム	1 式
(8) IP アドレス管理システム【IP アドレス数≒22,200】	1 式
(9) ネットワーク接続認証システム	1 式
(10) 内線電話網システム	1 式
(11) TV 会議システム	1 式

4. 実施場所

本仕様に定める業務を実施する場所は、以下のとおりとする。

- (1)原子力科学研究所 情報交流棟
〒319-1195 茨城県那珂郡東海村大字白方 2 番地 4
- (2)その他、総括責任者と事前に協議して定めた場所
- (3)業務は、上記(1)～(2)に定める場所で行う。ただし、原子力機構が求める場合には、別の場所で業務を行うことがある。別の場所で業務を行うことにより発生した出張経費は、契約書別紙に基づき支払う。

5. 実施期日等

機構の施設管理、情報管理等を鑑み、本仕様書に定める業務は下記の期間及び時間で実施することとする。

ただし、監督員及び総括責任者の双方にて協議により、下記(1)ただし書きに定める日又は(2)に定める時間以外の時間（以下、「定常外」という。）において、本仕様の範囲内の業務を実施することがある。定常外において、6. に定める定常外業務を行うことにより発生した経費は、契約書別紙に基づき支払う。

(1) 実施期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで。

ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日まで）、原子力機構創立記念日（10月の第1金曜日とする。ただし、10月1日が金曜日の場合は、10月8日とする。）、その他原子力機構が特に指定する日を除く。

※本業務は、年度単位で実施・完了させる業務を3ヶ年契約として契約するものである。

(2) 標準実施時間

本業務は、原則として平日9:00～17:30の間に行うものとするが、あらかじめ原子力機構と受注者で協議して変更できるものとする。

作業前に、原子力機構と受注者で協議して変更できるものとして、変更内容は実施要領書に定めることとする。

6. 業務内容

本業務を実施するにあたっては、本仕様書に定める事項の他、各装置のマニュアル、機器取扱説明書等を十分理解のうえ実施するものとし、受注者は予め業務の分担、人員配置、スケジュール、実施方法等について、実施要領を定め、原子力機構の確認を受けるものとする。本業務の詳細な内容は別紙1に示す。

(1) 基幹ネットワークシステム等の運用業務（業務内容の詳細は別紙1）

- 1) 基幹ネットワークシステムの運用
- 2) 構内ネットワークシステムの運用
- 3) 検疫ネットワークシステムの運用
- 4) ゲストネットシステムの運用
- 5) メールシステムの運用
- 6) ネットワークサーバの運用
- 7) ネットワーク監視システムの運用
- 8) IPアドレス管理システムの運用
- 9) ネットワーク接続認証システムの運用
- 10) ネットワーク障害調査及び支援

- 11) セキュリティインシデント対応
- 12) 内線電話網システムの運用
- 13) TV 会議システムの運用
- 14) その他

※定常外業務

- 1)トラブル発生時の対応（核施設において、トラブル等緊急を要する対応が必要となった場合）
- 2)地震等の災害発生時の対応（地震発生時の現場点検、その他災害時の対応）
- 3)サーバ・通信機器等障害対応、設備機器の不具合事象発生時の対応

7. 業務に従事する要員数

基幹ネットワークシステム等の運用業務 8名程度*

* 4項「実施場所」に常駐して業務を実施する要員数の目安。要員の配置については、受注者の裁量であることから、日々常に業務の完全な履行がなし得るように要員を配置すること

なお、内訳及び想定する要員クラスは、「8. 業務に必要な資格等」に記載する。

8. 業務に必要な資格等

各業務の従事者は、以下の要件（経験・資格）を有すること。経験年数は、平成29年12月31日現在とする。

(1) 基幹ネットワークシステム等の運用業務

1) 運用技術者A（1名）

- | | |
|----------------------------|-----------|
| ① ネットワークシステムの運用経験： | 8年以上 |
| ② インターネット関連機器（対外ルータ）の運用経験： | 5年以上が望ましい |
| ③ 事業所間ネットワーク(WAN)の運用経験： | 5年以上が望ましい |

2) 運用技術者B（2名）

- | | |
|-------------------------|-----------|
| ① ネットワークシステムの運用経験： | 5年以上 |
| ② 事業所間ネットワーク(WAN)の運用経験： | 3年以上が望ましい |

3) 運用技術者C（3名）

- | | |
|-------------------------|-----------|
| ① ネットワークシステムの運用経験： | 3年以上 |
| ② 事業所間ネットワーク(WAN)の運用経験： | 1年以上が望ましい |

4) 運用技術者D（2名）

- | | |
|--------------------|------|
| ① ネットワークシステムの運用経験： | 1年以上 |
|--------------------|------|

9. 技術等の要求要件

(1) 事業者の信頼性に関する事項

- 1) 意図しない変更や機密情報の盗取等が行われないことを保証するための具体的な管

理手順や品質保証体制を証明する書類（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図）を提出すること。ISO9001 又は JIS_Q9001 の認証書類の提出でも可とする。なお、ISO9001 又は JIS_Q9001 を取得していることが望ましい。

2) 情報セキュリティ管理体制が整っていることを証明する書類を提出すること。ISO/IEC27001、JIS_Q27001 認証又は ISMS 認証のいずれかの認証書類の提出でも可とする。なお、ISO/IEC27001、JIS_Q27001 認証又は ISMS 認証のいずれかを取得していることが望ましい。

(2) 業務の実施体制に関する事項

1) 業務責任体制（統括責任者名、総括責任者代理名、業務担当者名、業務担当者の実績・保有資格、統括責任者と業務担当者の役割分担、機構との連絡体制）を提示すること。なお、効果的な人員体制となっていることが望ましい。

2) 専門知識を有する業務担当者を実施体制に組み入れていることが望ましい。

3) 過去に類似の作業を行った実績があること。または、類似内容の作業に求められる知見・技術力を有していることが望ましい。

イ ネットワークシステムの運用

（類似作業の目安：14 拠点以上で構成される WAN のネットワーク運用と 4,500 アカウント以上有するメールシステムの運用及び 11,000 以上の IP アドレス管理に関する運用）

10. 支給品及び貸与品等

(1) 支給品

イ. 電気、ガス、水

ロ. 事務用品

ハ. 各種用紙

(2) 貸与品等

イ. 作業室

ロ. 机、椅子

ハ. PC、プリンタ、その他情報機器

ニ. 工具類

ホ. マニュアル及び参考図書

11. 提出書類

	書類名	指定様式	提出期日	部数	備考
1	総括責任者届	機構様式	契約後および変更の都度速やかに	1部	総括責任者代理も含む
2	実施要領書 ^{注1}	指定なし	〃	1部	

3	従事者名簿	指定なし	〃	1部	
4	業務日報	指定なし	業務終了時	1部	
5	業務月報	指定なし	翌月7日まで	1部	
6	終了届 ^{注2}	機構様式	〃	2部	
7	その他機構が必要とする書類				詳細は別途協議

※1. 実施要領書の作成に際しては原子力機構と協議を行うこと。

※2. 上記に加えて受注者は資本関係・役員の情報、本契約の実施場所、従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修等)・実績及び国籍についての情報を記した書類を契約後速やかに提出すること。

注1 受注者が独自に実施時間、実施体制、人員配置、実施方法等を定めた書類。

注2 本仕様書の定めるところに従って毎月の業務が実施されたことを検収(可否の判定)するための書類。

(提出場所)

〒319-1195 茨城県那珂郡東海村大字白方2番地4
システム計算科学センター 情報システム管理室

1.2. 検収条件

終了届、業務月報の確認並びに仕様書の定めるところに従って業務が実施されたこと及び実施要項にて設定した確保されるべき対象業務の質が満足されたことを原子力機構が認めたときをもって業務完了とする。

1.3. 産業財産権等

産業財産権等の取り扱いについては、別紙2「産業財産権特約条項」に定められたとおりとする。

1.4. 特記事項

- (1) 受注者は、原子力機構が、原子力に関する重要な研究・開発を行う機関であるために、高い技術力及び信頼性を社会的に求められていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他すべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者より対価を受け、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は本業務により作成された著作物に係る著作権その他この著作物の使用、収益及び処分(複製、翻訳、翻案、変更、譲渡・貸与及び二次的著作物の利用を含む。)に

関する一切の権利は原子力機構に帰属するものとする。ただし、本契約遂行のために使用する著作物のうち、本契約締結以前から、受注者が所有するものの著作権については、この限りでない。また、受注者は、原子力機構が指定する者による実施について、著作権者人格権を行使しないものとする。さらに、受注者は、当該著作物の著作権者が受注者以外の者であるときは、当該著作権者が著作権者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

(4) 受注者は業務の実施に当たって、次に掲げる関係法令及び機構規程等を遵守するものとし、原子力機構が安全確保の為の指示を行ったときは、その指示に従うものとする。

- イ 電気事業法（昭和 39 年 7 月 11 日法律第 170 号）
- ロ 原子力機構が定める電気工作物保安規程
- ハ 労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）
- ニ 原子力機構が定める安全衛生管理規則
- ホ 消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）
- へ その他、原子力機構が定める規則等

(5) 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。

(6) 受注者は従事者に関して労働基準法、労働安全衛生法、その他法令上の責任及び従事者の規律秩序及び風紀の維持に関する責任を全て負うものとする。

(7) 受注者は原子力機構が伝染性の疾病（新型インフルエンザ等）に対する対策を目的として行動計画等の対処方針を定めた場合は、これに協力するものとする。

(8) 本業務開始時及び終了時の業務引継ぎ

①本業務開始時の業務引継ぎ

受注者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう原子力機構の協力のもと現行受注者から本業務の開始日までに必要な業務引継ぎを受けなければならない。なお、原子力機構は当該業務引継ぎが円滑に実施されるよう、現行受注者及び受注者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。この場合、業務引継ぎで現行受注者及び受注者に発生した諸経費は、現行受注者及び受注者各々の負担とする。

②本業務終了時の業務引継ぎ

本業務期間満了の際、受注者は原子力機構の協力のもと次期受注者に対し、原子力機構、受注者及び次期受注者間で協議のうえ、一定期間（4 週間目途）を定め、次期業務の開始日までに必要な業務引継ぎを行わなければならない。なお、原子力機構は当該業務引継ぎが円滑に実施されるよう、受注者及び次期受注者に対し必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。この場合、業務引継ぎで受注者及び次期受注者に発生した諸経費は、受注者及び次期受注者各々の負担とする。

なお、本業務の受注者が次期受注者となる場合は、この限りではない。

(9) 受注者は、本業務に係わる機器の保全について責任を負うものとする。ただし、原子力機構の責任に帰する事項についてはこの限りでない。

(10) 受注者は、本業務を行うにあたり、対象設備及びその付属設備並びに関連ソフトウェアについて善良な管理者の注意をもって管理を行うこと。

- (11) 受注者は原子力機構が定める情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (12) その他仕様書に定めのない事項については、原子力機構と協議のうえ決定する。

1 5. 総括責任者

受注者は、本契約業務を履行するにあたり、受注者を代表して直接指揮命令する者（以下「総括責任者」という。）及びその代理者を選任し、次の任務に当たらせるものとする。

また、総括責任者は専任（従事者と兼務しない）かつ常駐が望ましい。ただし、次の任務が支障なく行えることを条件に、兼任（従事者との兼務する）や非常駐でも可とする。

- (1) 受注者の従事者の労務管理及び作業上の指揮命令
- (2) 本契約業務履行に関する原子力機構との連絡及び調整
- (3) 仕様書に基づく定常外業務の請負処理
- (4) 受注者の従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項。

1 6. 検査員及び監督員

検査員：システム計算科学センター 情報システム管理室長

監督員：システム計算科学センター 情報システム管理室員

1 7. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約においては、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様で定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

以上

基幹ネットワークシステム等の運用業務の内容（定常業務）

- 1) 基幹ネットワークシステムの運用
 - ① インターネット関連機器の管理、運用
 - ② 基幹ネットワークスイッチの管理、運用
 - ③ 事業所間ネットワーク関連機器に関する管理、運用
 - ④ 基幹ネットワークスイッチに関する設計整備支援
 - ⑤ 事業所間ネットワークに関する設計整備支援
 - ⑥ 広域イーサ回線の管理、運用
 - ⑦ 各拠点交換用ネットワーク機器の管理、運用
 - ⑧ トラフィックの収集、解析及びレポート化
 - ⑨ 障害時対応（ベンダー連絡、復旧対策、関係者への通報連絡）
 - ⑩ システム動作状況の確認
- 2) 構内ネットワークシステムの運用
 - ① 構内ネットワーク機器の管理、運用
 - ② 構内ネットワークに関する設計整備支援
 - ③ 支線ネットワークに関する利用相談対応、技術支援
 - ④ 構内光ケーブルの管理
 - ⑤ 障害時対応（ベンダー連絡、復旧対策）
 - ⑥ システム動作状況の確認
- 3) 検疫ネットワークシステムの運用
 - ① センター管理システムの管理、運用
 - ② 各拠点の検疫及び検知装置の管理、運用
 - ③ 検疫ネットワークシステムに関する設計支援、検証
 - ④ アラート監視及び内容の精査、各種プラグインの最新化
 - ⑤ システム動作状況の確認
- 4) ゲストネットシステムの運用
 - ① ゲストネットシステムの管理、運用
 - ② ゲストネットシステム運用管理プログラムの保守、整備
 - ③ ゲストネットシステムに関する利用者相談対応
 - ④ システム動作状況の確認
- 5) メールシステムの運用
 - ① メールサーバの管理、運用
 - ② MLサーバの管理、運用
 - ③ スパムメール対策システムの管理、運用

- ④ BCP 対応用メールサーバの管理、運用
 - ⑤ メールアドレス関連電子申請システムの管理、運用
 - ⑥ メールアドレス関連ツールの保守、整備
 - ⑦ 電子メールに関する利用者相談対応、技術支援
 - ⑧ 障害時対応（ベンダー連絡、復旧対策、関係者への通報連絡）
 - ⑨ メールアドレス年度更新に伴う作業
 - ⑩ システム動作状況及びリソースの監視、統計情報のレポート化
- 6) ネットワークサーバの運用
- ① DNS サーバの管理、運用
 - ② BCP 対応用 DNS サーバの管理、運用
 - ③ ファイルサーバの管理、運用
 - ④ NTP サーバの管理、運用
 - ⑤ 管理用 Web ページの保守、データ作成及び最新化
 - ⑥ システム動作状況の確認
- 7) ネットワーク監視システムに関する業務
- ① SNMP サーバの管理、運用
 - ② ネットフロー管理システムの管理、運用
 - ③ ネットワーク型アナライザシステムの管理、運用
 - ④ ネットワーク統計情報の収集、解析及びレポート化
 - ⑤ 障害箇所特定支援システムの管理、運用
 - ⑥ システム動作状況の確認
- 8) IP アドレス管理システムの運用
- ① IP アドレス管理システムの管理、運用
 - ② IP アドレス管理プログラムの保守
 - ③ IP アドレス管理プログラムの改良設計支援
 - ④ IP アドレス管理システムに関する地区管理者との調整
 - ⑤ IP アドレス最新化及び年度更新に関する作業
 - ⑥ 不正利用 IP アドレスのアクセス制限に関する作業
 - ⑦ システム動作状況の確認
- 9) ネットワーク接続認証システムの運用
- ① MAC アドレス認証システムの管理、運用
 - ② MAC アドレス登録プログラムの管理、運用
 - ③ 無線 LAN 認証システムの管理、運用
 - ④ ネットワーク接続認証システムに関する検証、設計支援
 - ⑤ システム動作状況の確認

10) ネットワーク障害調査及び支援

- ① ネットワーク障害情報の収集、解析
- ② ネットワーク障害対応内容のレポート化
- ③ 各拠点内ネットワークの障害対応支援

11) セキュリティインシデント対応

- ① 基幹ネットワーク、事業所間及び構内ネットワーク機器の設定変更
- ② メールシステムのログ解析
- ③ インシデント情報の収集及びレポート化

12) 内線電話網システムの運用

- ① 電子交換機(PBX)の維持管理、設計支援
- ② PBX システムの整備支援
- ③ PBX 課金情報収集システムの課金情報収集、維持管理
- ④ PBX 課金情報収集システムの保守
- ⑤ 障害時における各拠点担当者との窓口

13) TV 会議システムの運用

- ① 対外接続用及び役員会議用 TV 会議システムの管理、運用
- ② 対外接続用 TV 会議運用管理プログラムの保守、整備
- ③ 対外接続用及び役員会議用 TV 会議システムに関する利用者相談対応、利用支援
- ④ 運用管理情報の収集、解析

14) その他

- ① ネットワークに関する利用者相談対応
- ② 関係箇所との連絡打ち合わせ
- ③ ネットワークに関する関連資料の作成
- ④ ネットワークに関する動向調査、分析、検証
- ⑤ 各システムの運用マニュアル作成及び更新

産業財産権特約条項

「受注者（以下、「乙」という。）」が単独で行った発明等の産業財産権の帰属）

第1条 乙は、本契約に関して、乙が単独でなした発明又は考案（以下「発明等」という。）に対する特許権、実用新案権又は意匠権（以下「特許権等」という。）を取得する場合は、単独で出願できるものとする。ただし、出願するときはあらかじめ出願に際して提出すべき書類の写しを添えて国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「甲」と総称する。）に通知するものとする。

（乙が単独で行った発明等の特許権等の譲渡等）

第2条 乙は、乙が前条の特許権等を甲以外の第三者に譲渡又は実施許諾する場合には、本特約条項の各条項の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者と約定しなければならない。

（乙が単独で行った発明等の特許権等の実施許諾）

第3条 甲は、第1条の発明等に対する特許権等を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲、乙協議の上決定する。

（甲及び乙が共同で行った発明等の特許権等の帰属及び管理）

第4条 甲及び乙は、本契約に関して共同でなした発明等に対する特許権等を取得する場合は、共同出願契約を締結し、共同で出願するものとし、出願のための費用は、甲、乙の持分に比例して負担するものとする。

（甲及び乙が共同で行った発明等の特許権等の実施）

第5条 甲は、共同で行った発明等を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償にて当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙が前項の発明等について自ら商業的实施をするときは、甲が自ら商業的实施をしないことにかんがみ、乙の商業的实施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲、乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

（秘密の保持）

第6条 甲及び乙は、第1条及び第4条の発明等の内容を出願により内容が公開される日まで他に漏洩してはならない。ただし、あらかじめ書面により出願を行った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第7条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、その第三者に対して、本特約条項の各条項の規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第8条 第1条及び第4条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 本特約条項の有効期限は、本契約締結の日から当該特許権等の消滅する日までとする。

基幹ネットワークシステム等の運用業務 要員経歴書

氏名：〇〇 〇〇	要員種別：運用技術者 A
----------	--------------

	作業件名	作業期間	作業月数	業務に必要な資格等		
				ネットワークシステムの運用経験	事業所間ネットワーク（WAN）の運用経験	インターネット関連機器（対外ルータ）の運用支援経験
1	例) △△社 ネットワークシステムの運用業務	H20.4.1~H22.3.31	24	24		
2	例) ●●社 事業所間ネットワーク（WAN）の運用業務	H22.4.1~H24.3.31	24	24	24	
3	例) ▲▲機構 インターネット関連機器（対外ルータ）の運用支援業務	H24.4.1~H26.3.31	24	24		24
4	例) ▲▲研究所 インターネット関連機器（対外ルータ）及び事業所間ネットワーク（WAN）の運用業務	H26.4.1~H29.12.31	45	45	45	45
5						
6						
7						
8						
	合計（経験月数）		117	117	69	69

記入上の注意事項

- 1) 経験年数は平成 29 年 12 月 31 日現在とする
- 2) これまでの各作業において、実際に「要求資格要件」に該当する作業を実施（経験）した月数のみを経験年数（月数）とする
- 3) 実際に「要求資格要件」に該当する作業を実施していない期間は経験年数に加算しない
- 4) これまでの各作業において、該当する（実際に作業をした）「要求資格要件」の欄にその作業の「作業月数」を記入し、その合計を経験年数とする
- 5) 作業月数は、平行して複数の作業を実施している場合は、それらの比率をかけること（各人の 1 年間の作業月数の合計は 12 ヶ月）
ただし、作業管理は除く
- 6) 要員交代等にて経歴書に変更が生じた際は、随時、差し替えを提出すること。

基幹ネットワークシステム等の運用業務
総合評価基準書(案)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
システム計算科学センター
情報システム管理室

1. 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予算価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

2. 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、仕様書、別紙1「評価項目及び得点配分」に基づき以下のとおり評価を行う。なお、仕様書及び総合評価基準書に記載されていない技術等は評価の対象としない。

(1)「仕様書」に記載する技術的要件は、別紙1「評価項目及び得点配分」において「必須審査項目」と「加点審査項目」とに区分して定めている。このうち、全ての「必須審査項目」が満たされているか否かの判定をし、これを満たしていないものは不合格とする。

(2)必須審査項目

「必須審査項目」に係る技術等については、各要求要件について示す評価基準を満たしているか否かを判断し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与える。

(3)加点審査項目

「必須以外審査項目」に係る技術等については、評価項目毎に要求要件を示し、評価に応じ評価基準を示す加点の点数の範囲内で得点を与える。

(4)仕様書に記載する技術等の要求要件(以下、「技術的要件」という。)を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、原子力機構が設置する技術審査会の審査委員によって提出された総合評価に関する書類の内容を審査して行う。

(5)技術審査会の各審査員が評価した合計の得点を平均したものを当該入札者の得点とする。

(6)技術等の評価に当たり、必要に応じて技術審査会によるヒヤリングを実施する。

3. 得点配分

区分	価格点	技術点	合計
配点	400	400	800

4. 総合評価の方法

(1)入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1. の入札価格に評価方法により得られた入札価格の得点に2. 技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。

① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示したものであること。

② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した者であること。

(2)初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行っても、なお、落札者が決定しなかった場合は、原則として入札条件等を見直した後、再度公告を行う。

(3)落札者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又は代理人がくじを引くことができないときは、入札事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

5. その他

落札者は、契約の履行にあたり、契約書(契約条項・仕様書を含む)及び総合評価を受けた技術提案書等を順守すること。

「基幹ネットワークシステム等の運用業務」
技術提案書等作成要領

1. 技術提案書等の作成について

(1)技術提案書

本請負作業を実施するにあたって技術提案書を提出してください。技術提案書の構成は総合評価基準に基づく要求項目ごとに分かりやすくまとめてください。

(2)技術証明項目に関する資料

以下の事項に留意して資料を作成してください。

① 品質マネジメントシステム(ISO9001、JIS Q9001)について認証を取得されている場合は「証明書(写し)」を提出してください。品質マネジメントシステム(ISO9001、JIS Q9001)と同様の体制を有している場合は別紙1「評価項目及び得点配分」に記載した評価基準の事項が確認できるように資料を作成してください。なお、品質マネジメントシステム(ISO9001、JIS Q9001)を取得されている場合は、認証状況(取得期間の長短)に応じて加点しますので、取得期間が分かるようにしてください。

② 情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC27001、JIS Q27001、ISMS)について認証を取得されている場合は「証明書(写し)」を提出してください。情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC27001、JIS Q27001、ISMS)と同様の情報セキュリティ管理体制を有している場合は、別紙1「評価項目及び得点配分」に記載した評価基準の事項が確認できるように資料を作成してください。なお、ISO/IEC27001、JIS Q27001、ISMSを取得されている場合は、認証状況(取得期間の長短)に応じて加点しますので、取得期間が分かるようにしてください。

③ 本請負作業を実施するための体制及び工程を示してください。体制については、効果的な人員体制となっていれば加点しますので、総括責任者の常駐の有無及び総括責任者の人数が明確に分かるように記載してください。

上記(1)及び(2)資料をそれぞれ10部ずつ、定められた期日までに契約担当課に提出してください。なお、この資料は総合評価基準に示す要求要件を満たす必要がありますので御注意ください。また、資料の作成にあたっては、原則A4サイズとし、A4サイズでは示すことが不可能な場合はA3サイズを用いるなど、A4サイズに統一してください。

2. 技術審査ヒアリング

「1. 技術提案書等の作成について」に示す資料に用いて、技術審査会ヒアリング(プレゼンテーション)をお願いする場合があります。審査に当たっては、総合評価基準に基づき採点することになります。なお、技術審査会ヒアリングを開催する場合は別途ご連絡いたします。

「基幹ネットワークシステム等の運用業務」
評価項目及び得点配分

◎は必須審査項目
○は必須以外審査項目

項番/評価項目	要求要件	評価基準	基礎点	加点	備考
I 事業者の信頼性に関する事項					
(1) ◎品質マネジメントシステム(ISO9001、JIS Q9001)の規格の認証を取得していることまたは、同等の品質マネジメント体制を有していること。		左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。	50点	-	
① 品質マネジメント体制		イ. 品質を保证するための計画、実践、評価、改善するための組織的な枠組みの計画があること。 ロ. 品質保証に対する運用管理体制を確立し、目標の設定や達成のための取り組みが行われていること ハ. 計画や運用状況の評価を行い、その見直しを定期的実施していること。 ニ. 継続的な改善を達成するために是正措置や予防措置を実践していること。			
○上記①の規格の取得時期に応じて加点する。			-	40点	・3年超:40点 ・3年:30点 ・2年:20点 ・1年:10点
(2) ◎情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC27001、JIS Q27001、ISMS)の規格の認証を取得していること。または、同等の情報セキュリティ管理体制を有していること。		左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。	50点	-	
① 情報セキュリティ管理体制		イ. 情報セキュリティを計画、実践、評価、改善するための組織的な枠組みの計画があること。 ロ. 情報セキュリティの運用管理体制を確立し、情報セキュリティに対する役割や情報資産の管理責任を割当、計画した管理策を実施していること。 ハ. 上記イで計画した事項を監視し、その見直しを定期的実施していること。 ニ. 継続的な改善を達成するために正措置や予防措置を実践していること。			
○上記①の規格の取得時期に応じて加点する。			-	40点	・3年超:40点 ・3年:30点 ・2年:20点 ・1年:10点

2 業務の実施体制に関する事項				
(1)実施体制の適格性				
① ◎業務責任体制(統括責任者名、総括責任者代理名、業務担当者名、業務担当者の実績・保有資格、統括責任者と業務担当者の役割分担、原子力機構との連絡体制)を提示すること。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。(技術提案書には仕様書の様式1を使用して各業務担当者の過去の業務実績を記載すること。)	50点	-	
○上記①が効果的な人員体制となっていれば加点する。		-	40点	・専任の統括責任者を立てる場合:40点 ・専任の統括責任者は立てられないが、同等の措置を講じる場合:20点
② ○専門知識を有する業務担当者を実施体制に組み入れることが望ましい。	次のいずれかに該当する能力を有する業務担当者(国家試験)情報処理技術者試験の合格者)を体制に組み入れている場合に加点する。 イ. ネットワークスペシャリスト ロ. 応用情報技術者 ハ. 基本情報技術者 (技術提案書には該当能力を有することを客観的に示す資格証明書を記載すること)	-	40点	業務担当者(1名毎)の資格に加点(最大40点) ・イ: 10点 ・ロ: 5点 ・ハ: 3点 ただし、複数の資格所有の場合は最上位の資格のみ加点する。
③ ◎過去に類似の作業を行った実績があること。または、類似内容の作業に求められる知見・技術力を有していること。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。	50点		
○上記③について、「ネットワークシステムの運用」の実績に応じて加点する。			20点	類似の作業実績年数に加点(最大20点) ・20年以上に20点 ・10年以上に10点
④ ○運用技術者の経験 イ. 運用技術者A(1名): インターネット関連機器(対外ルータ)の運用経験→5年以上、事業所間ネットワーク(WAN)の運用経験→5年以上 ロ. 運用技術者B(2名): 事業所間ネットワーク(WAN)の運用経験→3年以上 ハ. 運用技術者C(3名): 事業所間ネットワーク(WAN)の運用経験→1年以上			10点	経験年数に加点(最大10点) ・イを満足する:5点 ・ロを満足する:3点 ・ハを満足する:2点
3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標				
○ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。	以下のいずれかの認定等があること。 ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業)を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済(常時雇用する労働者数が300人以下のものに限る。) ○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業)を受けていること。 ○青少年の雇用の促進等に関する法律(若年雇用促進法)に基づく認定を受けていること。		10点	
必須審査項目の合計		200点		
加点審査項目の合計			200点	
合計(必須+加点)				400点